

突然、新聞の配達が始まった



契約した覚えがなく、解約したい

「販売店から、『**一年前に契約した**』と言われ契約書を見せられた。先週から配達が始まったが解約したい」との相談が入りました。

高齢者への強引な新聞勧誘が後を絶ちません。訪問販売は、**契約書面を受け取ってから8日間**はクーリング・オフができます。期間が過ぎても交渉できる場合もあります。あきらめずに、身近な人や消費者センターに相談しましょう。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ